

家庭掲示用

緊急時の措置についてのお願い【要保管】

緊急時の対応につきましては、避難訓練や日常の学校生活の中で指導していますが、ご家庭でも常日頃から話し合っ
て頂き、指導の徹底を図りたいと思っています。つきましては、下記の状況下にあるときの対応についてお知らせします。
ご協力よろしくお願い致します。

緊急時・警報発令時の対応

1. 大規模地震発生時の措置



(1) 芦屋市に震度5弱以上の地震が発生したとき-----**臨時休業**

(2) 児童が学校にいるとき

芦屋市教育委員会の指示に従い、学校長の判断によって以下のように安全かつ迅速な措置を
とります。

	地震・津波の程度	学校における避難方法・措置
1	震度4以下の地震発生 (津波警報なし)	・校舎外へ避難。 ・校内の安全が確認できれば、授業を再開します。
2	震度5弱以上の地震発生 (津波警報なし)	・校舎外へ避難。 ・校内、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして保護者 の迎えを待ちます。
3	震災5弱以上の地震発生 津波警報発令	・校舎外へ避難。 ・校内の安全が確認できれば、校舎3階に避難します。 ・津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認できれば 引き渡しの準備をして保護者の迎えを待ちます。
4	震度5弱以上の地震発生 大津波警報発令 	・校舎外へ避難。 ・校外の安全が確認できれば「岩園小学校」へ避難します。 (※ただし、津波の到着時刻までに、児童の移動が困難と判断した 場合は、校舎3階に避難します。) ・大津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認され ば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待ちます。

※津波警報、大津波警報発令の場合、注意報に引き下げられるまでは、児童は下校させません。

また、津波警報、大津波警報発令中に保護者が迎えに来た場合は、引き渡しは行わず、注意報に
引き下げられるまでは、児童と一緒に避難場所で待機していただきます。



(3) 児童が登下校のとき（児童の対応）

- ・ 倒壊, 落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
- ・ 揺れがおさまったら, できるだけ幅の広い道を通り, 学校か家か安全な方に行く。

（お子様とも話し合っておいてください）



(4) 児童が外出先や屋外にいるとき（児童の対応）

- ・ 倒壊, 落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
家に連絡し, 家の人の指示に従います。連絡が取れないときは, 緊急時の連絡場所に連絡する。

- ・ 家庭で決めている避難所へ行く。

校区内の避難所（打出浜小学校（※）・精道中学校（※）

・春日集会所）（※）…津波避難ビル



あしや防災ガイドブック

各ご家庭に配布されています。子どもたちとともにご覧になってください。



南海トラフ巨大地震が発生したとき
芦屋市では…

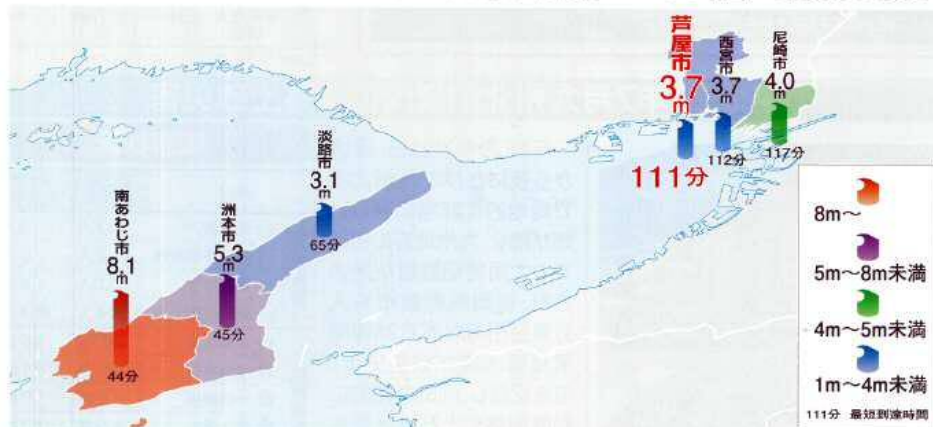
● **3. 7mの津波**

● **最短到着時間 111分**

と予想されています！

市別の最高津波水位と最短到達時間

兵庫県では、国が設定した南海トラフ巨大地震モデルに最新の詳細データを適用し、県内の被害のおそれがある主な市の最高津波水位と最短到達時間（津波高1メートル以上）を発表しました。



（兵庫県「南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について【解説】」より）

※裏面もご覧ください



芦屋市防災情報マップで確認しましょう！

「あしや防災ガイドブック」より参照

2. 「大雨・洪水・暴風・大雪警報」発令時の措置

〔兵庫県全域〕〔兵庫県南部〕〔芦屋市※①〕



○午前7時現在, 警報発令中の場合…………… 家庭待機

○午前9時までに解除しない場合 …………… 臨時休校

○午前9時までに解除した場合 …………… 解除ししだい登校

- ・ 「警報発令及び解除」の学校からのお知らせは致しませんので, 午前7時前後, 及びそれ以降のテレビ, ラジオ等の気象情報に留意して下さい。
- ・ 警報発令中にすでに登校している児童については, 気象状況等を判断し安全な措置を取ります。
- ・ 気象は, 局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも, 自宅付近の状況を優先して対応して下さい。遅刻等の心配はしないで〔安全第一〕に行動させて下さい。

※「阪神」地域(三田市・猪名川町・宝塚市・川西市・伊丹市・尼崎市・西宮市・神戸市)に警報が発令されていても「芦屋市」に警報が発令されていない場合があります。「芦屋市」に警報が発令されない場合は, 通常通りの登校になります。

児童が学校にいるときに上記の警報が発令された場合

芦屋市教育委員会の指示に従い, 学校長の判断により安全かつ迅速な措置をとります。

- ・ 安全を確認した上で, 校外児童会(分会)単位による集団下校とします。児童の下校については, 緊急時対応カードの記入に従って対応します。
「ア 分会下校」 or 「イ 一旦、学校待機(保護者迎え)」をお子様とご確認下さい。
- ・ 児童在校中、11時以降に警報が発令された場合、原則として、給食を食べてから下校します。
(11時までに発令した場合は給食はありません。)
- ・ 留守家庭学級も休みになりますのでご注意下さい。
- ・ 警報発令時の行動につきましては, 普段からお子さんとよく話し合っておいて下さい。
- ・ 保護者の皆様へはミマモルメのメール配信等で連絡します。警報が発令されそうな日は, 気象情報及び受信メールにご注意ください。
- ・ 電話等での学校へのお問い合わせはご遠慮願います。



※今後予想される状況により大雨・洪水・暴風の注意報段階でも、警報発令時と同様の判断をする場合があります。また、児童が学校にいるときに警報が発令された場合でも、天候の回復が見込めると学校長が判断した場合には学校待機をすることがあります。いずれの際もミマモルメのメール配信等で連絡します。

3. 緊急時（事件・事故等発生）の措置（※）

（1）児童が学校にいるとき

- ・ 市教育委員会の指示に従い、学校長の判断によって安全かつ迅速な措置をとります。
- ・ 児童の安全を最優先に考え、「学校で保護」もしくは「教師引率のもと分会下校」等の措置をとります。その際は、ミマホルメのメール配信等で連絡します。

（2）下校後の注意

- ・ できるだけ外出を控え、児童の安全を確保できるように心がけてください。
- ・ 緊急時（事件・事故等発生）の措置について
 - … 過去に近隣地域で強盗や傷害、児童への声掛け事件などが発生し、教師引率のもと分会下校を行った例があります。保護者の方におかれましては、自宅近隣に出てもらうなど、可能な限り児童の下校の見守りをお願いします。

